

見附市森林整備計画

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和1 5年 3月3 1日
(令和 5年 3月3 1日公表)



新潟県見附市

この計画は、森林法第 10 条の 5 に基づき見附市長が立てる、見附市内の森林整備と保全に関する計画で、見附市の民有林を計画の対象とします。

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。本計画で示す森林面積等については、令和 3 年度末現在の数値を表しています。